

第239回大阪海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月27日(水) 午後3時30分から午後4時20分
- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎23階 海区委員会室
- 3 出席委員 現 地：今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、
伊瀬 隆二、樋口 正明、鍋島 靖信(専門委員)
リモート：田中 映治、村上 知子
- 4 府関係者 池田 孝雄、中村 良弘、山脇 敏広、新瀬 幾恵、井上 実、
松下 浩子、佐野 雅基(水産技術センター)、木村 祐貴(水産技術セ
ンター)
- 5 事務局 井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
- 6 議事事項 (1) 第8次大阪府栽培漁業基本計画(案)について
(2) 漁業許可の公示内容の訂正について
(3) 漁業許可の公示について
(4) 海区漁場計画に係る公聴会の開催について

7 議事概要

事務局 定刻となりましたので、ただ今から第239回大阪海区漁業調整委員会
(井坂書記長) の開催をお願いしたいと思いますが、その前に、事務局から注意事項等を
説明させていただきます。

携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定
をお願いします。

本日の出席状況ですが、多田委員が欠席、田中委員、村上委員につきま
してはリモートにより参加いただいているということで、10名中9名の
委員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立してい
ることをご報告いたします。

次に、4月1日付けで水産課の幹部職員に異動がございましたので、ご
紹介をさせていただきます。

池田(いけだ)水産課長でございます。

中村(なかむら)水産課参事でございます。

本日の議題ですが、お手元の次第に記載のとおり、
「第8次大阪府栽培漁業基本計画（案）について」、
「漁業許可の公示内容の訂正について」、
「漁業許可の公示について」、
「海区漁場計画（案）に係る公聴会の開催について」、
の4件でございます。

なお、開催通知に記載しておりました議題4「漁業権漁場に係る資源管理の状況報告について」につきましては、水産課から現在、資料の精査中ということで、資料の精査ができ次第、報告させていただきたいとの連絡がございましたので、本日の議題からは取り下げさせていただいております。また、前回の委員会でご審議いただいた漁業許可の公示に関して、訂正があるということですので、その議案を追加させていただいております。

本日は、水産課から1件、水産技術センターから1件の計2件の報告案件があると聞いており、委員会終了後、引き続き、委員協議会を開催させていただく予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、今井会長、議事の進行、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今から、第239回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員会ですので、議事に入ります前に大阪海区漁業調整委員会規程第7条第2項の規定に基づき、議事録署名人を私から指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、常松委員と伊瀬委員に申し上げます。

それでは議事に入ります。

議題1「第8次大阪府栽培漁業基本計画（案）」について、水産課から説明をお願いします。

水産課 水産課、企画・豊かな海づくり推進グループの井上でございます。
(井上主査) 私からは、「第8次大阪府栽培漁業基本計画（案）」について説明します。

委員会資料 1-1 から 1-4、参考資料 1 と 2 の合計 6 種類の資料をお配りしております。

まず、参考資料 1、スケジュールをご覧ください。

海区委員会においては、昨年 9 月 15 日に計画の概要や策定までのスケジュールについてお話ししておりまして、12 月 16 日にどの魚種を計画に位置付けていくか、魚種の検討状況についてご報告しております。先月の 3 月 30 日に第 8 次計画の素案についてご説明させていただいたところでございます。

なお、表の左側の欄の 4 月のところをみていただきたいのですが、府計画と調和を図ることとされている国の栽培漁業基本方針は、6 月に公表予定となっております。こちらについては、発表され次第内容を確認しまして、府計画で大幅な変更が必要となるような場合には、改めて海区委員会の方には、ご相談させていただければと思います。

これまで国の方で素案が発表されておるところでございますが、内容を確認しまして府計画に影響のある変更などはございません。

続きまして、参考資料 2 をご覧ください。こちらは根拠法令である「沿岸漁場整備開発法」の抜粋を載せております。

こちらの第 6 条によりまして、国は栽培漁業基本方針を定めなければならないと規定されております。

第 7 条の 2 によりまして、海区委員会の意見を聴いて、府は栽培漁業基本計画を定めることができると規定されております。今回、本規定に基づいて、諮問をさせていただくものです。

続きまして、委員会資料 1-2、こちらは第 8 次大阪府栽培漁業基本計画案の本体となっております。詳しい内容につきましては、この後の委員会資料 1-3、1-4 を使ってご説明します。

つづきまして、委員会資料 1-3 は、計画の概要となっております。

こちらは、前回の素案の段階から変更はございません。

計画の趣旨等につきましては、これまでと繰り返しの説明となるので

省略させていただきまして、計画期間については、国の基本方針と併せて、令和4年度から8年度の5年間となっています。

左下の放流する魚種の表をご覧ください。

次期計画の最終年となります、令和8年度の放流目標を示しています。

まず、ヒラメについては7次計画と同様の10万尾です。

キジハタについては、7次計画から1万尾増やした11万尾です。

アカガイについては、10万個から5万個に減らしています。

トラフグは、8次計画から新たに放流魚種として位置づけ、資源造成の効果が現れるとされる5万尾の放流を目指していきます。

次に、右側の3、技術開発の箇所をご覧ください。

7次計画でも技術開発魚種として位置づけていたトラフグは、中間育成技術や放流適地の検証等引き続き、課題がありますので、次期計画でも技術開発魚種として位置付けております。

8次計画からは新たに、前回もご説明しましたメバルを技術開発魚種として位置づけております。栽培漁業の効果について、検証を進めていきたいと考えています。

次に、委員会資料1-4をご覧ください。こちらは8次計画の新旧対照表になります。7次計画からの変更点について、ご説明させていただきます。線を引いてある箇所が変更した箇所になります。

前回の素案の説明をさせていただいてからの変更点は、細かな語句の修正くらいでして、大きな変更はございません。

まず、前文の箇所ですが、7次計画では世界の食料事情等大きな視点となっていたものを、今回は大阪府の視点で記載をしています。

読み上げさせていただきます。

「本府水産業を取り巻く環境は、漁場環境の変化や不漁、漁業者の高齢化、消費者の魚ばなれなど厳しい状況となっている。このような中、本府では、漁場環境の保全や水産資源の回復・増大、漁業経営の安定化、大阪産（もん）魚介類の魅力発信等、様々な施策に取り組んでいる。

栽培漁業は、種苗を生産し、中間育成を行ったのち放流し、海の生産力を利用して成長を図り、その後資源管理等を行うことにより積極的に資源の増加を図る有効な手段であり、本府においては、昭和38年の栽培漁業開始以降、多くの種苗を生産、放流することで、対象水産物の資源の維持や漁獲の安定化、漁業経営の安定に寄与してきた。

また、令和2年5月に一部改定した「新・大阪府豊かな海づくりプラン」では、「大阪湾の水産資源の増大とブランド化をめざした栽培漁業の推進」を主な施策に位置づけ、新たな技術や知見なども活用しながら、栽培漁業による漁獲量の増大と大阪産（もん）魚介類の府民への安定供給を目指すこととしている。

第7次計画の取組実績を踏まえ、今後の栽培漁業をより一層計画的かつ効率的に推進することにより、大阪湾における水産資源の回復・維持と漁業生産の向上を目指し、本計画を策定する。

なお、国の栽培漁業基本方針を踏まえ、令和8年度を目標年度とする。」続いて、3ページ目の第2をご覧ください。放流魚種として、トラフグを位置づけています。

続いて、4ページ目の第3です。先ほど概要でも説明しました、令和8年度の各魚種の放流目標を記載しています。

その下の表、種苗生産数量のキジハタについては、生産時の大きさを25mmから40mmと変更しています。これは、水槽から種苗を取り上げるサイズが40mmくらいであり生産数量の実測値として把握できること、25mmでは種苗生産数量が推定値でしか出せないことから、作業の都合に合わせて、40mmとしています。

生産数量の目標は、サイズに応じた数字に換算して15万尾としています。

続いて、5ページ目の第6になります。種苗生産の技術水準ですが、こちらもキジハタ種苗のサイズの変更と、それに応じた単位あたりの生産数量に変更しています。

続いて、2の技術開発です。先ほど説明した、メバルを追加しています。
次に、6ページ目の3、技術開発上の問題点です。

7次計画に挙げておりましたヒラメについては、これまで経費削減の努力をしてきてこれ以上できることがないこと、病気についても現在、問題のある稚魚を早期に取り除くことで対応できていることから、8次計画では削除しています。

キジハタは、継続して記載してある課題に取り組んでいるところでございますので、継続して掲載しています。

新たに放流魚種としたトラフグについては、中間育成技術の確立と、放流適地の検証を課題としてあげています。

次に、4の種苗生産の技術開発水準の目標です。

まず、6～7ページ目にまたがっていますが、各段階について具体的にイメージできるように、例えば、Aであれば新技術開発期等、カッコで追記をしています。

また、DとEの下線を引いている箇所ですが、7次計画から一部削除をしています。7次で記載のあった、受益の範囲の把握や、経費の負担配分については、栽培漁業において地先種、つまりは放流した地先の漁業者のみが利用するアワビやウニ等を対象としている場合に、検討すべき事項であり、大阪府では、地先外での放流、広域種を対象としているので、府の実態に合わせて削除をしております。

表を見ていただいて、ヒラメは種苗生産を7次計画の途中で取りやめていますので、削除します。

キジハタは、7次計画の令和3年度で目標としていた段階がD、これは事業化検討期で、対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討する段階ですが、これは、これまで10万尾の放流で、2～4トンの漁獲量が維持されていることから、一定達成されているものと考えています。

そのため、次期計画では次の段階のE、事業化実証期を令和8年度での

目標としています。

以降のページについては、大きな変更はありません。

計画案の説明は、以上です。

このような形で、計画の最終案として策定しております。

この内容で策定してよろしいでしょうか。

委員会資料 1-1 のとおり、海区委員会にお諮りします。よろしく願
いいたします。

会 長

ありがとうございました。

ただ今の水産課の説明について、何か質問・意見等ございますでしょうか。

それでは私の方から質問させていただきます。

トラフグを 8 次計画から新たに放流魚種として位置づけ放流していく
とのことだが、トラフグは回遊魚であり、放流効果が見込まれるのでし
ょうか。

水産課
(井上主査)

最終的には大阪湾に帰ってきて、大阪で漁獲されることを目指してお
ります。7 次計画では毎年 1 万尾放流を目標としており、放流した個体が
どこに移動しているか、どこで放流すれば効果的に生き延びるか等の検
証を水産技術センターで行っていただいている。また、瀬戸内海の関係府
県で一体となってトラフグの放流、効果の検証を行っているところでご
ざいます。

水産技術
センター
(佐野部長)

トラフグについては、昨年度は広島県まで移動している個体がいまし
た。また、大阪湾から移動せず大きくなっている個体もいるところでござ
います。

また、環境 DNA というものを活用しまして放流魚の追跡を行いました。
その結果、トラフグの稚魚は河口域に生息するのですが、天然ではないか
と思われるトラフグの環境 DNA が検出されているので、大阪湾付近で産
卵しているトラフグも存在するのではないかと考えられます。ですので、放
流効果の底上げに寄与するのではないかと考えられます。

会 長 ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご意見も特にないようですので、議題1については、水産課案を承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、議題1については、水産課の案のとおり承認させていただきます。事務局から答申案をお願いします。

事務局 (答申案文 読み上げ)
(井坂書記長)

会 長 ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。
それでは、次の議題に入ります。議題2の「漁業許可の公示内容の訂正」と議題3「漁業許可の公示」については、関連があるということですので、一括して審議したいと思います。内容について、水産課から説明をお願いします。

水産課 水産課指導・調整グループの松下です。
(松下副主査) 公示に関して、今回2件諮問させていただきます。
まず、委員会資料2-1をご覧ください。前回、3月30日に開催されました第238回本委員会において答申をいただきました公示内容につい

て、一部訂正がございますので、訂正したものを改めて諮問させていただくものです。

委員会資料 2-2 をご覧ください。公示の訂正案をお示ししております。訂正の内容は、前回の委員会において、あなごかご漁業の船舶数を 3 隻といたしましたが、2 隻に訂正するものです。理由と対応につきましては、最後の参考資料 2-2 をご覧ください。

経緯といたしまして、前回 3 月 30 日の本委員会で答申をいただいた計 34 件の漁業許可の公示内容（以下「3 月公示」とします。）については、翌 31 日付けで府ホームページで公示を行いました。そのうち「あなごかご漁業 1 件」が正しくは「いかかご漁業 1 件」であったことが、後日漁協からの申し出により判明いたしました。

理由といたしましては、漁協からファックスで「かご漁業 1 件」として要望があったものを、当課の方で誤って「あなごかご漁業」として計上してしまったためです。当課の確認不足が原因で誤りを発生させてしまったことを心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

対応といたしまして、現時点では、3 月公示に基づく「あなごかご漁業」の申請書は提出されていないことから、3 月公示から「あなごかご漁業 1 件」を減じて 2 件とし、引き続き公示期間満了日まで公示を継続したいと考えております。先ほどご覧いただきました委員会資料 2-2 のとおり 2 隻とした上、上部の枠囲みを設け、訂正内容と理由を掲載する形で案を作成しております。

再び参考資料 2-2 をご覧いただいて、再発防止策といたしまして、今後、漁協から要望を受ける際は、漁業種類の細分類について確認することを徹底いたします。

例えば、かご漁業については「あなごかご漁業」「いかかご漁業」の 2 種類がありますので、どちらで要望されているのか必ず確認するようにいたします。

また、公示されなかったいかかご漁業については、次の議題 3 でご説明

いたします。

続きまして、委員会資料3-1をご覧ください。前回の委員会以降、漁業許可の新規要望があったものについて、諮問させていただきます。

1枚めくっていただいて委員会資料3-2をご覧ください。表にあります通り、つばす・すずき流網漁業3隻、刺網漁業2隻、たこつぼ漁業2隻、ひきなわ漁業3隻、あなごかご漁業1隻、いかかご漁業1隻について、漁協から新規許可の要望が出ております。このうち、いかかご漁業1隻については、3月公示で誤ってあなごかご漁業として公示していた分です。

申請すべき期間については、刺網漁業、いかかご漁業については1ヵ月、その他の漁業については2ヵ月とさせていただきます。

いかかご漁業の公示期間は本来2ヵ月ですが、今回1ヵ月に短縮する理由といたしまして、3月公示の「あなごかご漁業」の公示期間は令和4年3月31日から同年5月30日までの2ヵ月間としておりました。

このたび、「いかかご漁業」の公示期間を本来の2箇月とすると、当該漁業の時期が2月15日から6月30日までであり、漁業の時機を逸し、漁業経営に著しい支障を及ぼすと考えられることから、本件については、申請すべき期間を公示日から1ヵ月、明日4月28日から5月27日までとし、3月公示の申請満了日とほぼ同じ期間としたいと考えております。

なお、漁協からの新規要望の内訳については参考資料3をご覧くださいますようお願いいたします。

説明については以上です。

会 長 ありがとうございました。

ただ今の水産課の説明について、何か質問・意見等ございますでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 特に質問等がないようですので、「漁業許可の公示内容の訂正」と「漁業許可の公示」の2つの議案については、了承することとしてよろしいか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、議題2については、水産課の案のとおり承認させていただきます。事務局から答申案をお願いします。

事務局 (答申案文 読み上げ)
(井坂書記長)

会 長 ただ今の、答申案について、何かございますでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。
それでは、引き続き、議題4「海区漁場計画に係る公聴会の開催」について審議したいと思います。

本件については、知事から諮問のある「海区漁場計画(案)」について、まず水産課から説明をいただき、その後、本日議題としている公聴会の開催について、事務局から説明いただきたいと思います。

水産課 水産課の久保でございます。
(久保補佐) 海区委員会資料4-1をご用意ください。こちらは、先月の3月30日に開催した委員会協議会で素案としてご説明させていただきました海区漁場計画と内容は同一でございます。

簡単に要点を説明させていただきます。今回の海区漁場計画、区第23号といたしまして計画を立てさせていただいております。免許の内容たる事項といたしまして、漁業種類は第1種区画漁業権、漁業の名称はかき

養殖業、漁業時期は1月1日から12月31日まで、漁場の位置は貝塚市二色南町地先です。貝塚市の人工島の南端とご認識いただければと思います。具体的な区域については、前回の委員協議会で詳細に説明させていただいておりますので割愛させていただきます。免許予定日は令和4年9月1日です。来年の9月1日に現在免許している区画漁業権の一斉更新がございますので、それに合わせ1年間の短期免許として許可することを考えております。

なお、素案につきましては3月22日から4月21日まで大阪府のホームページ上で府民意見等を募集しましたが、特にご意見等ございませんでしたので、この度素案から案に切り替えさせていただきました。

この案につきまして、次回の委員会で諮問させていただきたいと思っております。

事務局 (井坂書記長) それでは、引き続き本日の議題であります、「海区漁場計画(案)」の諮問に係る公聴会の開催について、事務局から説明させていただきます。

お手元の関係法令集の漁業法をご覧ください。漁業法第64条第4項で、漁場計画を知事が策定するにあたっては、「知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」とされております。同条第5項で「知事から諮問のあった漁場計画について、海区委員会が意見を述べるにあたっては、あらかじめ公聴会を開催し利害関係人等の意見を聞かなければならない。」とされています。

また、公聴会については、本委員会で「公聴会に関する手続規程」を定めており、その第2条で、「委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議を行う。」こととし、第4条で「公聴会を開こうとするときは、その開催期日から少なくとも10日前に、開催の日、場所、意見を聞こうとする案件を大阪府公報等で公示する。」こととしています。

知事から諮問がありました「海区漁場計画(案)」については、次回委員会でご審議いただくこととしまして、本日は、この公聴会を開催することについて、ご審議をお願いしたいと思います。

公聴会の具体的日程等については、「公聴会の開催について(案)」をご覧ください。

日時は、令和4年5月16日(月)15時から15時30分

場所は、大阪府庁咲洲庁舎23階 海区委員会室

内容は、「海区漁場計画（案）」について、でございます。

なお、事情により、公聴会の日時等に若干の変更が必要となった場合の対応につきましては、会長にご一任いただきたく思います。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの提案に関して、意見・質問がございましたらお願いいたします。

各委員 （異議なし）

会 長 それでは、事務局案の日程で、公聴会を開催することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

会 長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、事務局の方で公聴会の準備をお願いします。

事 務 局 公聴会の開催について決議いただきありがとうございます。今後、5月
(井坂書記長) 2日付け大阪府公報に登載するべく手続きを進めてまいります。

なお、5月16日に開催する公聴会について、1点委員の皆様にご留意いただきたい点がございます。公聴会の手続規程第3条で、「公聴会においては討論及び表決は行わない。」こととしています。公聴会は、意見を述べようとする者、いわゆる公述者から意見を聞くための場であり、委員から公述者に質疑をすることは可能ですが、公述者が委員に意見を求めたりすることはできませんので、その点注意をお願いしたいと思います。

会 長 これで、本日委員会で予定していた議事は全て終了しました。これをもって本日の委員会は閉会とさせていただきたいと思っております。